

杉並区立杉並第二小学校「いじめ防止対策基本方針」

いじめは、児童の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為です。特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係諸機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければなりません。全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決を図るために「杉並第二小学校『いじめ防止対策基本方針』」を策定いたしました。

一 総則

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じクラス、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童となんらかの人的関係を指す。

＊「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

＊個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

2 いじめの防止等のための基本方針

(1) 軽微ないじめも見逃さない

いじめの認知件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、軽微ないじめも見逃さずに、的確に認知していく。

(2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

チーム担任制を活用し複数の教員で児童に関わり「いじめ対策委員会」への報告・連絡を欠かさずに行い、組織的にその状況を確認し、適切な役割分担によって対応する。

(3) 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

児童がいじめについて大人に相談しづらいという状況を改善するため、スクールカウンセラー等を含む全教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。

(4) 児童自身が、いじめについて考え行動できるようにする

児童自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、いじめの解決に向けて、話し合い、行動できるように、教職員が児童の活動を励まし支援していく。

(5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

保護者に対して、いじめはどの学校どの児童にも起こりうる問題であることを説明するとともに、被害及び加害の児童の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

(6) 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめを迅速かつ的確に解決するため、いじめ対応マニュアル（区）を活用し、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 学校関係者の責務

- ・**HR担当**…いじめの発見、聞き取り、指導、改善についての責任は第一発見者の担当にある。担当は児童集団のルールの確立と良好な人間関係を形成するための取組を不断に続ける。
- ・**学年**…学年児童の情報を常日頃から共有して担当の相談に乗るとともに、授業や学年行事等を通して共にいじめの解決にあたる。
- ・**生活指導部**…年3回(学期1回)いじめアンケートを実施し、情報を共有して組織的な対応につなげなければならない。また、各教員の人権感覚や指導力を高めるための研修の機会を設け、生活指導主任は教員からの報告、相談に対して指導助言をして、管理職につなげる。
- ・**教育相談コーディネーター**…組織的な連携・支援体制を維持するために、学校内に児童の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う。
- ・**特別支援コーディネーター**…インクルーシブの視点から、特別な支援を必要とする児童の特性が活かされ、自信をもって学校生活が送れるように特別支援の取り組みを進める。また、特別な支援を必要とする児童がいじめのターゲットにならないようにする。
- ・**養護教諭**…清潔で温かさを感じられるよう保健室環境を整え、けがや体調不良、遅刻欠席等の状況から、教員と共にいじめの発見にあたり、児童の本音に寄り添い学校の中で安心していられる居場所を作る。
- ・**副校長**…各担当や生活指導主任からの報告を受け、学校としての対応が必要と判断した場合に、学級・学年への人的支援(ボランティア、支援員、他教員の配置)を整え、共に保護者面談の場を設け、担任と家庭をつなぐ役割を果たさなければならない。必要に応じて問題を整理し各担当への指導、保護者への助言をする。
- ・**校長**…教員の配置他、保護者との面談、出席停止措置を含んだ学校としての対応の最終判断を行う。

二 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 本校が講ずる基本的施策として(1)道徳教育の充実、青少年赤十字活動の推進 (2)異学年交流、幼小・小中連携教育等の推進(3)読書活動の推進 (4)環境教育の推進・特別支援教育の推進 (5)早期発見のための措置 (6)相談体制の整備 (7)インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進 (8)保護者との協力関係の構築 (9)関係機関との連携 (10)教職員向けいじめ防止研修会 等を実施する。
- 2 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため生活指導部が中心となり、管理職、主幹教諭、教育相談コーディネーター、関係教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等から構成する「いじめ対策委員会」の組織を置く。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として(1)いじめの事実確認、(2)いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、(3)いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行い、その際に管轄署である杉並警察署生活安全課青少年係と連携をし、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであることを認識させる助けとする。
- 4 いじめ防止のための懲戒、出席停止制度を適切に運用する。その決定については教育委員会の判断とする。

三 重大事態への対処

- 1 重大事態に対処し及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により、事実関係を明確にするための調査をする。また、重大事態の疑いがあると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。
- 2 1の調査を行った時は、当該調査に関わるいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 杉並教育委員会等に対しては速やかに重大事態が発生した旨の報告を行い、杉並区いじめ問題対策委員会による1の調査の再調査がある場合は、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる。